

医療法人鉄蕉会 亀田訪問看護ステーション森の里運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人鉄蕉会(以下「法人」という。)が開設する医療法人鉄蕉会亀田訪問看護ステーション森の里(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「訪問看護」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員その他従業員(以下「看護職員等」という。)が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護の提供に当たり、事業所の看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。

1. 看護目標や看護計画を定期的に評価・修正し訪問看護の質的向上に努める。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 事業所は事業の関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密に連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所は、以下の場合を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒まない。
 - 1) 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - 2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難な場合。
5. 指定訪問看護サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。
6. 前5項の他に、神奈川県が条例で定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 医療法人鉄蕉会 亀田訪問看護ステーション森の里
所在地 神奈川県厚木市森の里3丁目1番1号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に従事する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師1名(常勤・看護職員兼務)
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、自らも事業の提供に当たる。
2. 看護職員 看護師3名(常勤2名・常勤兼務1名)
看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。

理学療法士 2 名（常勤兼務 2 名）

理学療法士は、訪問看護計画書、報告書を作成し、訪問リハビリを実施する。

（営業日および、営業時間について）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、当院カレンダーによる年末年始を除く。
2. 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
3. サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時まで
4. 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第 6 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状観察（体温・血圧・呼吸・脈拍などの測定など）
2. 療養環境の整備（安全性の確保）
3. 身体の清潔（清拭・洗髪・爪切り・入浴、寝具・寝衣交換など）
4. 褥瘡の予防・処置
5. 食事、排泄等の日常生活の介助・指導
6. ターミナルケア等
7. 家族への指導・ケア
8. カテーテル管理等の医療処置
9. リハビリテーション（散歩・歩行訓練・車椅子移動・ADL 訓練など）
10. その他医師の指示による医療処置
11. 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
12. 精神的支援をはじめ総合的な看護
13. その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

（利用料等）

第 7 条 訪問看護を提供した場合の利用料金は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じて支払いを受けるものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

1. 訪問看護を提供した場合の利用料金のほか、以下の場合はその他利用料として支払いを受けるものとする。
 - 1) 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は、公共機関を利用した場合はその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
通常の実施地域を越えた地点から片道 1km あたり 20 円

2) エンゼルケア 20,000 円

2. 利用料の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとし、利用料とその他利用料について記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は 厚木市、伊勢原市の一部以外（善波、坪ノ内、大住台、笠窪、以外）、愛川町の一部（中津、春日台、角田）、清川村の区域とする。

（緊急時における対応）

第 9 条 訪問看護実施中に、利用者の病状に急変等が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等適切な措置を講じるものとする。

1. 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。

（衛生管理等）

第 10 条 看護師等は清潔の保持及び年 1 回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。医療廃棄物については事業所に持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。

（サービス提供困難時の対応）

第 11 条 事業所は、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第 12 条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないこと等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、及び利用者に不正な受給があるときなどには、意見を付して当該市町村に通知することとする。

（利益供与の禁止）

第 13 条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第 14 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

1. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
2. サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業所は、利用者からの相談、苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
2. 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故処理)

第 16 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止について)

第 17 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため必要な措置を講じる。

虐待防止に関する責任者：管理者 吉村 由紀

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
4. **高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に関連する対応の実施。**

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 訪問看護の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

1. この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
2. サービス提供記録は、利用（申込）者より申請があれば交付する。

3. サービス提供記録や事故発生時の記録、及び 12 条に規定する事案が発生した時、第 16 条の苦情処理、並びに介護報酬請求に関する記録については、整備の上、完結してから 5 年間保存する。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人鉄蕉会亀田森の里病院で定めるものとする。

附則 この規程は、西暦 2020 年 2 月 1 日 から 施行する。
 規定の更新 西暦 2026 年 7 月 1 日